

## 【4 法\_国際委員会規程】

### 一般社団法人 日本神経回路学会 国際委員会規程

#### (目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本神経回路学会（以下「本会」という）の定款第 4 条第 1 項第 3 号に基づく事業、および第 52 条に基づき設置される国際委員会（以下「本委員会」という）の組織および運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (委員会の任務)

第 2 条 本委員会は、本会の国際神経回路学会(International Neural Network Society、以下 INNS)および欧州神経回路学会(European Neural Network Society、以下 ENNS )との連携活動、およびアジア太平洋神経回路学会(Asia Pacific Neural Network Society、以下 APNNS)の一員としての国際的諸活動を推進するために、以下の業務を行なう。業務の遂行にあたっては理事会の審議または承認を必要とする。

- (1) INNS、ENNS および APNNS に関する業務
- (2) INNS、ENNS および APNNS が主催あるいは共催の本学会に関連する国際会議に関する業務
- (3) Elsevier 社との Neural Networks 誌についての値段あるいは郵送手続きに関する交渉等、同誌に関わる事務的業務
- (4) その他理事会が必要と認める国際的事項に関する業務

#### (委員会の構成)

第 3 条 本委員会は、国際委員会委員長（以下委員長）1 名および委員若干名並びに 1 名または 2 名の幹事をもって構成する。またこのほかに国際委員会顧問（以下顧問）をおくことができる。

#### (委員長)

第 4 条 本委員会の委員長は、本会の定款第 52 条第 2 項に基づき理事会の議決を経て、会長より委嘱される。

#### (委員)

第 5 条 顧問、委員および幹事は、委員長が推薦し、理事会の承認を得て、会長より委嘱される。

#### (任期)

第 6 条 委員長の任期は、1 年とし、留任をさまたげない。

2 顧問、委員および幹事の任期は、原則として 1 年とし、留任をさまたげない。またその就退任の時期は、委員長が本委員会の業務に支障のないことを考慮して定める。

#### (委員長等の任務)

## 【4 法\_国際委員会規程】

第7条 委員長は本委員会の業務を統括する。

2 委員長は定例の理事会において、本委員会の活動状況や経理等について報告する。

3 幹事は委員長を補佐し、委員長が事故等によってその業務を遂行できなくなったときは、その職務を代行する。

(小委員会)

第8条 本委員会の業務を実施するため、委員長が必要と認めるときは、本委員会に小委員会をおくことができる。

(改正)

第9条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

1 この規程は、一般社団法人日本神経回路学会の設立日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、この規程の作成にあたり参考にした任意団体 日本神経回路学会の国際委員会規程は、令和4年9月28日の当該学会の解散をもって廃止する。